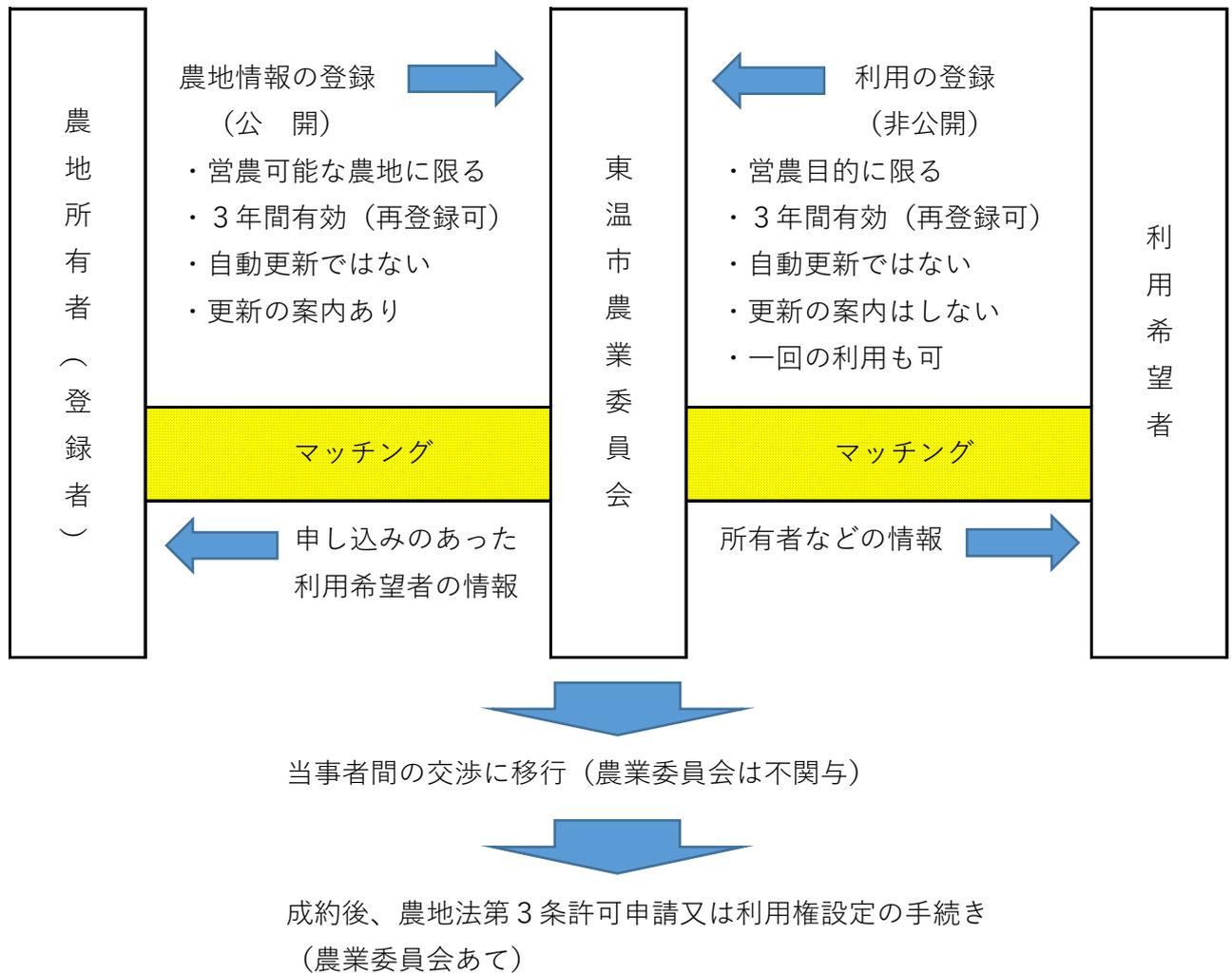


## 東温市版農地バンク制度



### (注意事項)

- ※ 農地バンクは、東温市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん制度ではありません。
- ※ 農地バンクへの登録、利用申し込みが、農地の賃借、売買を保証するものではありません。
- ※ 借り手、買い手が決まるまでの間は、所有者等が農地の管理を行ってください。
- ※ 農業委員会は、農地の賃借、売買に関する交渉及び契約には関与しません。  
(売買・賃借金額については直接交渉することになります。)
- ※ 利用希望者は、借り受けを希望する登録農地がある場合は、農地の現地確認を行った上で、利用希望申し込みをしてください。登録後は、利用申し込みの内容に従って、希望に合致する農地があった場合に、事務局から案内いたします。
- ※ 交渉及び契約に関するトラブルについては、当事者間で解決していただきます。  
(登録農地に隠れた瑕疵がある場合を含む。)
- ※ 登録期間は3年間で、農地所有者（登録者）のみに終期が近づけば、その旨通知します。  
(利用希望者は、期間満了により登録を抹消しますが、再登録は可能です。)